

令和8年3月定例会  
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和8年3月5日(木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和8年3月5日(木) 午前8時59分
散 会 日 時	令和8年3月5日(木) 午後4時44分
委 員 長	市ノ川 徳宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳 宏
副 委 員 長	藤 村 孝 志
委 員	秋 谷 修 茂 利 博 之 中西 耕二郎 古 山 大 輔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第21号	市道の路線の廃止について	原案可決
第22号	鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第24号	令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第10号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第26号	令和7年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第28号	令和7年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
第29号	令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算（第5号）	原案可決
第30号	令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第33号	令和8年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第34号	令和8年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第36号	令和8年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第37号	令和8年度鴻巣市公共下水道事業会計予算	原案可決
第38号	令和8年度鴻巣市農業集落排水事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	山 崎 淳 一
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	福 智 秀 一
都市建設部参事兼建築住宅課長	中 島 隆 晶
都市建設部参事兼市街地整備課長	秋 山 信 行
道路課長	林 信 敏
道路課副参事	山 崎 忠 義

（上下水道部）

上下水道部長	大 堀 勝 彦
上下水道部副部長	伊 藤 正 一
経營業務課長	矢 澤 恭 子
水道課長	山 崎 眞 也

下水道課長  
水道課副参事

田口裕一  
大網岳志

吹上支所長  
川里支所長

戸ヶ崎 徹  
山縣 一公

書記 星 圭也

書記 大谷直樹

(開会 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。中西耕二郎委員と古山大輔委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第21号 市道の路線の廃止について、議案第22号 鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第24号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分、議案第26号 令和7年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第28号 令和7年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第4号)、議案第29号 令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算(第5号)、議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第33号 令和8年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第34号 令和8年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算、議案第36号 令和8年度鴻巣市水道事業会計予算、議案第37号 令和8年度鴻巣市公共下水道事業会計予算、議案第38号 令和8年度鴻巣市農業集落排水事業会計予算の議案12件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第21号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、補正予算、予算については、歳入歳出を一括して審査を行い、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算、予算については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

(藤村) おはようございます。それでは、初めに資料の請求をお願いしたいのですが、請求したい資料は議案第30号の一般会計予算における道路課になるのですが、3点ほどの資料をお願いしたいと思います。

1つが道路改修事業に係る道路改修場所一覧表、それと2番目に幹線道路等整備事業に係る整備場所一覧表、最後、もう一点なのですが、道路改良事業に係る道路改良場所一覧表をご用意できるようにしたらお願いしたいと思います。

以上です。

(委員長) ただいま藤村副委員長より議案第30号について資料請求がありました。請求のありました資料について執行部が提出することは可能でしょうか。

(道路課長) ただいま請求のありました資料につきましては、議案第30号の質疑開始までに全て提出いたします。

(委員長) 藤村委員より請求のありました資料について委員会に提出していただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) それでは、執行部におかれましては、資料の用意をお願いいたします。

初めに、議案第21号 市道路線の廃止について執行部の説明を求めます。

(道路課長) おはようございます。議案第21号は、市道の路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

それでは、ご説明いたします。初めに、議案及び図面ナンバー1の市道

廃止図を御覧ください。市道L-515号線でございますが、起点を鴻巣市下谷野新田877番11地先とし、終点を鴻巣市下谷字野新田881番1地先とします。幅員2メートルから2.2メートル、延長62.3メートルの路線で、市有財産処分に伴い廃止するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時05分)



(開議 午前9時59分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第21号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(茂利) この路線の廃止の議決後にどういった流れになるのか教えていただけませんか。

(道路課長) お答えします。

払下げの窓口は資産管理課になりますが、大まかな手順として、今回の廃止の議決をいただいた後に告示をします。道路法により、告示後2か月は当該道路を管理した者が管理しなければならないという決まりがありますので、その2か月後に資産管理課から都市計画課へ表示登記の依頼を行います。都市計画課から資産管理課へ登記済み通知をした後に、資産管理課と申請者で土地売買契約を締結という流れになります。

以上です。

(中西)今の質問のちょっと続きというところにもなるのですが、手続の中で表題登記とかその前に境界確認して測量というところもあると思うのですが、境界確認して、測量して、表題登記して、所有権保存登記して、所有権移転登記というような流れだと思うのですが、その辺の費用負担というのは誰がどういうふうに費用負担していくのかというところをちょっとお聞きできればと思います。

(道路課副参事) お答えいたします。

測量等の費用につきましては申請者のほうで負担ということになります。それに伴う登記等の申請書類等の作成についても申請者のほうの費用負担ということでもあります。

以上です。

（中西）登記は囑託でやるので、特に負担とかそういう考え方はないという、こういうことでよろしいですか。

（道路課副参事）登記のほうは市のほうで行います。

以上です。

（中西）表題登記するときには地目というのを決めると思うのですがけれども、一般論としてそれはどうやって決まってくるものなのかというところをお伺いします。

（都市建設部副部長）お答えいたします。

今回の目的というのは、あくまで払下げを目的とした持ち番地に表示または保存登記を行うことになります。したがって、払下げを目的としているものですので、登記の地目におかれましては、官公庁が田または畑を所有することはできないとなっておりますので、農地以外の登記地目となります。

本日、現場を見させていただいた状況によりまして、おおむね敷地の一体利用というふうに見れますので、宅地または雑種地等の登記地目になることが想定されております。これにつきましては、あくまで払下げを目的としているものですので、事前に法務局と相談をさせていただいた上で、登記については協議の上、決めさせていただくような流れとなっております。

以上です。

（古山）それでは、払下げ単価は幾らかお伺いいたします。

（道路課長）お答えします。

払下げ単価につきましては、1平米当たり1万600円、面積が86.67平方メートル、金額にしまして91万8,700円と資産管理課のほうから伺っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結します。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと……

(ごめんなさい。質疑を1つだけしていい  
ですかの声あり)

(委員長) 分かりました。

(ごめんなさいの声あり)

(委員長) 秋谷委員、どうぞ。

(秋谷) 申し訳ない、討論まで行ってしまっ、戻してしまっ申し訳ないのですけれども、これでいうと881番地先の建物があるではないですか。その裏に境界くいがあるのです。あの建物の下にも市の道路、市の部分があるのではないのかなって、あの境界くいをじろじろ見ながら思っていたのだけれども、ないの。倉庫の裏側にあるのですよね、境界くいが。あそこに境界くいがあるわけではないのです。だから、この倉庫の下はどうなっているのですか。

(道路課副参事) お答えいたします。

土地としては、市の土地がその建物の下にもございます。ただ、その部分については認定はしておりませんので、市有地といいますか、道路用地ということで土地のほうは所在はしております。

以上です。

(秋谷) そうしたら、いつかその部分の市が持っている土地というのは処分しなければならないのではないの。だって、今まで利用しているのですよね。私有地ではないでしょう。市が持っている有地でしょう。でも、実際のところもう一体利用されてしまっているのですものね。そ

うしたら、そっちの部分も買ってもらわないと駄目なのではないですか。  
どうなのでしょう。

(道路課長) 今回のただいま審議していただいていることについては認  
定の部分のみになりますが、申請地としてはその建物の下の方も含ま  
れていますので、同じ扱いとして払下げの手続を行うという認識でござ  
います。

以上です。

(委員長) それでは、戻ります。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第21号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決する  
ことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時07分)



(開議 午前10時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第22号 鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改  
正する条例について、執行部の説明を求めます。

(経營業務課長) 議案第22号は、鴻巣市水道事業の設置等に関する条例  
等の一部改正ですが、これは地方自治法の一部改正により、鴻巣市水道

事業の設置等に関する条例、鴻巣市監査委員に関する条例及び鴻巣市下水道事業の設置等に関する条例で引用する同法の条番号が繰り下げられることから、所要の改正を行うものです。

施行日は令和8年9月24日を予定しております。

以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(中西) 議案第22号について質問させていただきます。

内容というところは引用する条番号の繰下げというところだけでいいのか、内容自体の変更というのはないのかどうか、そこをお伺いします。

(経營業務課長) 中西委員のご質問についてお答えをいたします。

引用する条番号の繰下げが発生したものであり、内容についての変更はございません。

以上でございます。

(中西) そうしますと、条番号を繰り下げるときの手続というか、私の想像だと、国から条文を改正しましたという通知が来て、それを基に例規システムを開けて改め文と新旧対照表をつくり、それを内部で決裁して、決裁したものをさらに議会に上げるというところで議会のほうの決裁をもらって、今ここに上がっているというか、そういうような流れだと思うのですけれども、事務手続の流れとしてはそんなイメージというところで、そういう認識でいいのかどうかというところをちょっとお伺いします。

(経營業務課長) 中西委員のご質問についてお答えいたします。

今お話しのありましたとおり、国のほうから例規のそういった法令改正についての、まず通知のほうが参りまして、それを基に私どものほうで例規の改正、必要な処理を行いまして、所定の手続を経まして今回議会に提案をしているものでございます。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第22号 鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時11分)



(開議 午前10時12分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第24号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(中西) ちょっと2点ほど質問させていただきます。

1点目は、歳入の中で結構要望額が交付金について低かったためというような説明があったのですけれども、全般的にそれは年度当初ではやっぱり予測できないというか、そういうものなのかどうかというところがまず1点と、もう一……

(何事か声あり)

(中西) それをお願いします。

(道路課長) お答えします。

要望額につきましては、計画どおりの経過に沿った要望額を要望していたところですが、国の補助金の内示がそれより大幅に下回ったため、その分の金額を計上しているという内容になります。計上した要望額に対して、年度当初、予定していた額が補助金が入ってこなかったということによる差額になります。

以上です。

(中西) その辺は国からやっぱり何か通知が来るわけではないので、ちょっと年度当初としては予測はつけづらいというような解釈でよろしいですか。

(道路課長) 年度当初に交付決定額が国から通知が来ます。そこで初めて補助金についての金額がこちらのほうとして分かるところなので、それに対しての事業進捗になります。

以上です。

(中西) もう一点なのですけれども、17ページの土地建物売払収入の土地売払収入なのですけれども、これが10万7,000円というところなので、先ほど公園の一部をちょっと売り払うというようなお話もあったのですけれども、公園の一部がちょっと欠けてしまうという、そういう理解でよろしいですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

こちらのほうの売払いにつきましては、上尾道路の整備に伴いまして、今回2公園が対象となっております。1公園は地産4号公園、もう一つがすずかけ公園になっておりまして、すずかけ公園のほうがほんの一部かかるというところでの対象となっております。

もう一つの地産4号につきましては、全体面積でほとんどの面積が売却されてしまうので、残りの面積が約……地産4号公園につきましては……ちょっと休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時32分)



(開議 午前10時32分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 地産4号公園につきましては、全体面積で約780平米ありまして、そのうち746平米を売却するということとなりますので、残地がほとんどないところになりますので、公園としての機能はそこはもうないという形になってきますが、先ほど申したとおり、すずかけ公園に関しましては、面積約2,000平米程度のところのうち35平米程度が売却となりますので、こちらのほうについては今後の公園の利用に支障がないというところで、このまま公園として利用していくという形になります。

以上です。

(都市建設部長) 先ほどの中西委員の社会資本整備総合交付金の内容について補足をさせていただきたいと思います。

委員のご質問の中で、年度当初、内示等である程度金額が分かっている、この時期の補正予算という、その辺りの理由かなというふうに私は理解していますが、社会資本整備総合交付金につきましては、私どもの中で建築住宅課長からも話があったように事業間の流用、そういうものが可能になります。また、さらには不足していれば県あるいは国に対して追加の要望、そういうものを持ってきます。この事業の進捗を見ながら、財源の充て方も検討しながら、この時期になってそれぞれの事業に対する額が決定するということから、3月の定例会にて補正予算という形で計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

(古山) それでは、33ページの工事請負費のところ、先ほど工事の縮小というふうにお伺いしたと思うのですが、こちらはどのような縮小なのかお伺いします。

(道路課長) お答えします。

幹線道路整備事業の工事の縮減について今ご質問だと思うのですが、幹線道路整備事業につきましては、起債を一部充てることができます。全体事業費の9割が起債を充てられることができ、残りの1割が市の一財となっております。今回工事の内容で、舗装の打ち替えだけという全体的な工事の内容であれば、先ほどの9割起債、1割一財という形で予算を執行できるのですが、そのほかに計画していた9路線なのですけれども、9路線は全部工事を行っているのですけれども、そのうちの2路線だけ舗装の下に砂利の路盤という層があるのですけれども、ここがこの路盤を強固にするために、そこにセメントとかを混ぜたりする路上路盤再生という工法を用いました。その路上路盤再生というのは、いわゆるグレードアップ分になってしまうので、起債のほうを充てることができなくて全てが単費扱いになります。予算を計上したときに、設計した額と実際年度明けて工事に入るときに設計した額、労務単価の上昇や資材の高騰などにより、大幅にちょっと上がってしまいました。そのことから、単費分が縮小したために、必然的にその上の起債を充てられる部分についても縮小せざるを得なかったということで、今回が減額と、もう一つが入札における請負差金、入札にかけると大体9割とか、9割ちょっとぐらいな感じで請負の金額が差が出るのですけれども、その差額の分になります。

以上です。

(古山) それでは、37ページの北新宿第二土地区画整理事業のところ、先ほどあまり思った以上にお金が入ってこなかったというふうに聞いたと思うのですが、これは何か要因というか、そういうのはあるのでしょうか、伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。市街地整備が可能な土地区画整理事業におきましても、やはり国庫補助金というものを活用しております。そういった中で、毎年、社会資本整備総合交付金の要望をしておるのですけれども、やはり今現在社会資本整備総合交付金につきましては、なかなか内示率が低い状況にあります。そういったことから、今回も内示率が令和7年度につきましては約40%

ということで、その分にしか事業を実施することができなかった。そういったことから、そのできない分を今回予算の減をさせていただいたというようなことで、ちょっと補助金のほうの要望はつかなかったといったような発言をしたところになります。

また、社会資本整備総合交付金は、現在国の政策課題や年度ごとの政策重点に合致する内容が配分において優位に働くような傾向がございます。このようなことから、国による年度重点政策と一致する計画に優先的にそういったものに補助金が与えられるというようなこともありますので、当区画整理事業においては年々減少してきているような傾向となっております。

以上です。

（古山）北新宿は、工事が大分まだ進んでいない状況だと思うのですが、これ今の感じでスピード感というのはこのままでいいのかというのをどう思っているのか伺います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）今後の事業展開といたしましては、まず令和4年度に事業計画のほうを変更しました。これによりまして、今計画期間としましては令和15年度末までと延伸しているところとなっております。そういった中で、令和5年度にまず新設踏切が開通したことに伴いまして、今現在JR高崎線南側ですか、こちらへの事業の進捗を進めております。これにつきましては、インフラ整備の進行状況を踏まえながら、随時南側へと事業を拡大し、事業の推進に努めていきたいと考えているところです。

また、事業完了の見込みとしましては、先ほど申しましたとおり、なかなか内示率が低い、さらに資材価格の高騰や労務費の上昇、このようなことから移転補償費や工事費の増加など厳しい状況が続いております。そういったことで、なかなか事業の長期化がちょっと区画整理事業については課題となっております。こうしたことから今後も計画的、着実に進めるために、先ほど申しました財源であります社会資本整備総合交付金や保留地売買の売却収入、こういったものを活用しながら、なおかつ市の財政部局とも協議を行い、令和15年度末の完了に向けて進めてい

きたいと考えております。

以上です。

（秋谷）6 ページのところの繰越明許費補正でちょっと伺いたいのですけれども、まず道路改良のところのたしか説明で、松原と雷電の土地のお話があったと思うのですけれども、具体的に松原のほうは荒川左岸通線の話だろうとは思いますが、雷電というのは一体何にかかっている土地なのだろう。

（道路課長）お答えします。

松原1丁目につきましては、松原1丁目、雷電1丁目ともに道路内に民地があったことから、それに対しての測量、用地買収に当たる予算になります。

以上です。

（秋谷）道路内に民地があるというのは一体何で分かったというか、まず道路をつくる時に分からなかった理由と、今回分かった理由というのはどういうことなのでしょう。

（道路課長）当時、道路内に民地が入っているということについては、ちょっとこちらのほうでも把握ができていないのですけれども、近隣の土地の境界査定とか、あとは払下げ申請があったときに、その周辺の境界を調べたところ、道路部に一部民地が食い込んでいたというようなところがありました。そこについて測量して、用地買収をして、道路としてということで予算計上しております。

（秋谷）ちなみに、道路部分にある民地を買収した金額というのは、資産管理課か何かで出ているのかな、このたび。ちょっともしそれが分かったら場所というか、補正予算書の何ページか教えてもらえますか。

（道路課長）こちらにつきましては、道路課の予算で不動産鑑定等を行って算出をしております。

（この中には出ていない。補正予算書には出ていないのかなの声あり）

（道路課長）予算書の中に詳細な部分はちょっと計上はないのですけれど

ども、この中に入っています。

以上です。

(秋谷) あと先ほど中西委員が質問したのとかぶってしまうのだけでも、社会資本整備交付金のパッケージというのかな、その一連の流れというのかな、それをよく分かるように説明してもらいたいのですよね。例えばメニューが幾つかあるではないですか。これは充てられる、これを充てられないというので、充てられるメニューが幾つかありますでしょう。それを新年度予算を組むときに計上して行って、ではこれだけ要望しましょうということで要望したわけでしょう。でも、実際に事業の進捗具合だったり、国の交付金に対する決定率というのかな、それによって、ではどういうふうに使いましょかというのを内部の中で検討しながら、その事業の進捗具合と分けてやっているということだったけれども、せっかくだから事細かにこの一連の流れを教えてくださいたいのですけれども。

(道路課長) 先ほどの社会資本整備総合交付金につきましては、1つのメニューだけではなく、幾つかメニューが分かれています。そのメニューの中でも、それに見合った事業を組み合わせて補助金の申請をしております。そのメニューの中の事業内流用ができることから、新年度に入って交付決定がされた後に、その金額に対しての事業をどうやって行うかということをごそこから配分を分けて行っております。

また、先ほど部長からお話がありましたが、追加要望等が年度半ばとかに国から来る。まあ、来ないときもあるのですけれども、来た場合については、そこでまた手を挙げて、足りなかった部分について、さらに要望をかけていくというような流れになっております。

以上です。

(秋谷) 16、17のところの先ほどこれも中西さんが言ったやつか、土地売払収入のところの10万7,000円の金額なのですけれども、説明の中で地産公園の大部分が上尾道路に、国に買ってもらうと言ったらしいのかな。ただ、700平米からの土地が10万7,000円にしかないというのはどういうことなのか、ちょっと私には理解ができないのだけれども。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

まず、当初予算で土地売却収入額というのを約2,800万計上しておりまして、実際今年度国と契約しまして、契約額のほうが当初予算よりも10万7,000円多くて、今回増額が10万7,000円となっておりますので、地産4号とすずかけ公園、両方の売却金額となりますと、合計で2,814万7,000円となっております。当初予算より少し上がってしまったので、その部分をすずかけ公園につきまして、当初予算では200万円計上させていただきました。これは国のほうから、これぐらい買収しますので、これぐらいですよというところで概算額を上げさせていただいていたのですけれども、最終的に今年度契約をしまして、実際にちょっと10万7,000円ほど上がった契約がというところで今回補正で増額させていただいたというところになります。

(秋谷) ちなみに、地産公園のほうはお幾らだったのでしょうか、当初の売る金額と実際に売れた金額は。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 地産公園のほうにつきましては、予算要望のときと変わらずの金額となっております。

(幾らの声あり)

(都市建設部参) 兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) すみません、売却金額のほうは2,603万9,937円です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第24号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時51分)



(開議 午前11時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第26号 令和7年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(中西) 歳入歳出1億5,777万6,000円の減額というところなので、理由として、社会資本整備総合交付金や一般会計繰入金とも減額というところと、あと事業の確定による減額というところなのですけれども、その辺の当初予定していたところとの何か違いというか、その理由をもうちょっと詳しく教えていただければと思うのですけれども。

(都市建設部参事兼市街地整備課長)

それでは、お答えいたします。

減額補正の主な要因としましては、社会資本整備総合交付金の交付額が要望に満たなかったため、補償工事等の事業の見直しを行ったことによる減額が1つとなります。

それと、もう一つが、市の単独費で施工しましたNTT地下ケーブル、

こちらの移設補償において内容の変更が生じたことから減額が生じたこととなります。この内訳としましては、まず委託料におきましては、1件の物件移転補償積算業務委託料、こちらの減があります。また、工事請負費におきましては、1件の区画道路築造工事の減、また補償、補填及び賠償金につきましては5件の物件移転補償料の減額が生じたことによる減となります。

以上です。

(中西) 社会資本整備総合交付金の関係で、交付額が減額されたのが分かって事業を調整したというところのその辺のスケジュール感というのがちょっとわからないのですけれども、どういう流れなのかと。例えば3月にそれが分かって、では工事に入りましょうというわけにもいえないと思うのです。その辺の流れというのはどういう流れになるのか教えていただければと思うのですけれども。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。まず、年度当初に国庫補助金の内示額が提示されます。この内示額を基に、区画整理事業としましてはそれに見合った見直しをかけます。その中で、まず工事費におきましては、当初予算では3件の区画道路築造工事を当初予算では計上しておりましたが、社会資本整備総合交付金の減少によりまして、1件の区画道路築造工事の見直しを図って、こちらは次年度以降に回したといったような経緯がございます。このような形で、社会資本整備交付金の内示額に見合った形で年度当初に1度予算内容を見直しといたしますか、そういったものをかけて事業を進めているといった内容になります。

以上です。

(中西) 減少が分かるタイミングというのはいつぐらいになるのですか。そこからまた調整してというようなこと、市の内部で調整というのはいずれかと思っておりますけれども、そのタイミングをちょっと教えていただければと思うのですけれども。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 先ほど申しましたとおり、年度当初、4月の頭といたしますか、4月の上旬にまず社会資本整備交付金が内

示額が計画ごとにいろいろな道路課さん、都市計画課さんとかありますけれども、そういったところに内示が来まして、それで各課、その内示額に合わせて事業を執行していくといった流れとなります。

補足させていただきましても、内示額が提示されて、その後全庁的に調整を行い、それで事業を執行していくといったような流れになります。

すみません。以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第26号 令和7年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和7年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第4号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(中西) それでは、議案第28号について質問させていただきます。1ページ目の水質監視装置更新工事というところで、令和7年度が3,266万1,000円、令和8年度9,386万3,000円なのですけれども、この工事の内容について、もう少し詳しく教えていただければと思います。

(水道課長) それでは、中西委員のご質問にお答えいたします。水質監視装置更新工事の内容についてですが、令和7年度と8年度の2か年の継続費で実施しております。今回の更新工事の対象となる場所についてですが、新宿第1公園、そちらと境第3公園の2台、それとあと機能増設として馬室浄水場のテレメーター盤、それと中央監視コントローラー盤、そしてLCDの監視制御装置というところの内容となっております。以上です。

(中西) そうすると、結構1億2,000万ぐらいするのですけれども、機械が高いものなのだという解釈でよろしいですか。

(水道課長) ほとんど材料費というか機械のほうの費用になってございます。以上です。

(中西) あと水質監視装置って市内に今何か所ぐらい設置されているものなのでしょうか。

(水道課長) 9か所ございます。

(中西) 今回吹上の地域のほうの工事だと思うのですけれども、去年吹上地域のほうで浮遊物が発生したという事件があったのですけれども、それは関係あるのでしょうか。

(水道課副参事) 中西委員にお答えさせていただきます。水質監視装置は以前より設置されておまして、その更新工事になるのですけれども、11月に発生した浮遊物に関する鉄細菌だったので、それ以外にも、色濁、残塩等の水道法に基づいた項目を自動測定できる装置になっております。以上です。

(古山) 7ページの工事請負費の水質監視装置更新工事の756万6,000円

減のところ、これは思った以上に更新する機材が少なかったと思ってよろしいのでしょうか。

(水道課長) ご質問にお答えします。

これは入札による減なので、特にそういったことではなくて、単純に請負の残ということになります。

以上です。

(古山) では、予定どおり行われたという解釈でよろしいのでしょうか。

(水道課長) 7年、8年でやっておりますので、予定どおり進んでおりますということです。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第28号 令和7年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算(第5号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(秋谷) 12、13ページのところの過年度損益修正益のところの2,190万1,000円ですけれども、仕組みをちょっと教えてもらいたいのですけれども、メーターが駄目だったという理由は伺ったのですけれども、どういう仕組みで流量をまとめて、要は処理のほうに流しているわけではないのですか。その構造的な仕組みといたらいいのでしょうか。

(下水道課長) 流域下水道維持管理負担金につきましては、市で管理している公共下水道から流域下水道への接続箇所10か所ございます。その10か所において、10か所中6か所についてはメーターがついています。今回のこの16も含めていくと7か所メーターが設置されていて、メーターによる算定を行っている箇所と、あとメーターが設置されていないことで有収水量から計算で出しているところがあるのですけれども、元荒川16処理分区についてはもともとメーターがついていました。そのメーターがちょっと故障していたというところで、市の水はこれだけ使ったものが流域下水道に流し込んでいますよというのを各接続点ごとに数量を算出して、その合計を基に維持管理負担金ということで流域下水道5市の金額を算定して、それを流域下水道にお支払いしているというもので、その一部において流量計の故障があり、算定金額に誤りがあったというものでございます。

以上です。

(秋谷) ちなみに、そのメーターというのは設置が何年頃で、耐用年数というのは大体どれぐらいなものなのでしょう。要は壊れたのが分かって替えるのか、それとも期限を切って交換するものなのか。

(下水道課長) 県からの報告によりますと、毎年維持管理の点検は行っていて、いわゆる我々、水道のメーターのように検定満期みたいな形のもので8年をもってとかという考え方をしているものではないということ聞いております。毎年点検の中で正しく流量が測れているかの確認はしているけれども、その中で故障があれば修繕をしていくというところで伺っております。管理自体は県のほうで行っているものではありません。

ます。

設置年につきましては……ちょっと暫時休憩よろしいですか、すみません。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時34分)



(開議 午前 11時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長) 流量計の16の設置年ですけれども、県からいただいている資料によりますと、製造年月日が1991年ということで資料がございませぬ。

(秋谷) あとその下の同じ12、13ページのところの支出の委託料のところ、大間2号調整池の委託料の事業費が確定したということなのですけれども、この2号調整池はいつできるのでしょうか。

(下水道課長) 大間2号調整池の実際いつできるかというところにつきましては、大宮国道と調整しながら、上尾道路の計画と調整しながら進めているので、ちょっと現段階でいつというところを申し上げることはできない状況でございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第29号令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時37分）



（開議 午後零時59分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

（古山）それでは、まず歳入のほうから行きます。

32ページの住宅使用料のところ、令和7年度より177万2,000円増の理由をお伺いいたします。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）32ページ、33ページの建築住宅課の細節01、住宅使用料が前年度より177万2,000円増加した主な理由でございますが、入居者の世帯収入に応じて決定している家賃額が増加したことにより、令和8年度の住宅使用料の予算算定根拠とした昨年12月分の住宅使用料の歳入調定額が、令和7年度予算の算定根拠としたおとし12月分と比べ増加したことによるものです。

以上です。

（古山）それでは、36ページの屋外広告物等許可申請手数料、こちらの令和7年度よりも23万3,000円増の理由をお伺いします。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）屋外広告物等許可申請手数料の増加要因でございますが、予算額の根拠としております過年度の実績値の選

定方法を改めたことによるもので、昨年度までは許可の多くを占める更新期間3年ごとの過去の実績となる平成28年、令和1年、令和4年度の平均の手数料を採用しておりましたが、新規申請の件数等が増加していることに伴い、実績との乖離が目立つようになってきたことから、直近3か年、令和4年、5年、6年度の実績値の平均に改めた結果によるものです。

以上です。

(古山) 先ほども説明があったと思うのですが、62ページの相続おしかけ講座についてなのですけれども、こちら、もう少し詳細な内容を教えてください。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 相続おしかけ講座実施事業費補助金につきましては、空家等適正管理事業において、管理不全空き家を未然に防止し、相続の必要性やその対策について知っていただくために、市が開催する相続おしかけ講座の講師へ支払う謝礼金に対する埼玉県の補助金になります。謝礼金の支払いは、1回の講座につき1万円で、令和8年度は4回の講座を開催予定で、4万円の支出を見込んでおります。補助率が50%になるため、2万円を計上したものです。

以上です。

(古山) それでは、歳出のほうに行きます。

ページ数122ページ、交通安全施設整備事業のところ、道路課で、通学路安全対策工事、令和7年度より134万4,000円減の理由を伺います。

(道路課長) お答えします。

令和7年度より134万4,000円減の理由につきましては、通学路安全対策工事の事業経緯は、学童、生徒の登下校時の交通安全確保に向けた取組を強化するため、通学路の安全対策の予算を確保して迅速に対応するため、予算化をしております。工事につきましては、来年度分につきましては、教育委員会からの要望を基に計画をしているところですが、その要望が前年度に比べて少なかったということになります。

以上です。

(古山) それでは、238ページ、緑化推進事業の都市計画課で、令和7年

度より96万7,000円減の理由を伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

主な理由といたしましては、花と緑の都市宣言関連事業における新築記念樹贈呈の取りやめに伴い、引換券の作成及び記念樹引換委託を行わないためとなっております。

以上です。

(古山) それでは、ページ数が282ページ、土木総務費庶務事業、道路課で、こちら多分先ほどご説明あったのですけれども、この統合型GISシステム、これを導入することによってどうなるのかお伺いします。

(道路課長) 統合型GIS、現在使っているシステムですけれども、これを引き続き更新するという事で予算化をしております。

統合型GISシステム、このシステム、各部署でいろいろと個別に導入していたGISシステムを統合することによって、様々な地図情報を重ねて表示ができる。それによって、部署間の情報共有がスムーズに行われる。また、人事異動があった場合でも、同一操作のため、ストレスなくシステムが使用できるなど、業務効率化につながっております。また、同時期に公開型GIS、このとりっぶのほうも導入し、市の公共施設や防災、まちづくり、子育て、介護の情報など、住民の皆様の生活に密着したものから、市で保有する地番図や都市計画図、道路情報など、事業者の方が必要な情報まで、様々な地図情報を公開しております。今回導入から5年が経過することから、ハードウェアの保守やシステム構成の見直し等の観点から、システムを更新するものとしております。

以上です。

(古山) それでは282ページ、道路境界査定事業、道路課の、令和7年度より275万5,000円増の理由を伺います。

(道路課長) お答えします。

令和7年度より275万5,000円増の理由につきまして、令和8年度、市で管理する公共基準点について、国土地理院が示した測量成果、これに改定する委託料となっております。

以上です。

（古山）それでは、284ページ、建築確認事業、建築住宅課の会計年度任用職員報酬、令和7年度より12万9,000円増の理由を伺います。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）お答えします。

会計年度任用職員報酬の増は、令和8年、今年1月の臨時議会において、給与等関係条例の改定に伴う人件費の調整を踏まえた、契約更新に伴う時給単価の増額によるものです。

以上です。

（古山）同じところで、研修会負担金の内容について伺います。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）お答えします。

研修会負担金は、職員が特定行政庁の必要条件となる資格の取得や建築確認業務を的確に進めていくために必要な知識を習得する目的で受講する講習会の受講料で、建築基準適合判定資格者検定講習会、それと建築確認実務研修会、また建築基準法研修会の研修費になります。

この予算につきましては、令和7年度は11節の役務費として計上しておりましたが、研修目的を鑑み、令和8年度より計上科目を18節の負担金、補助及び交付金としたものです。

以上になります。

（古山）それでは、286ページの道路維持費庶務事業の会計年度任用職員報酬、令和7年度より13万2,000円増の理由は、先ほどと同じ改定のためなのか伺います。

（道路課副参事）お答えいたします。

今回の改定等による一次労務単価の上昇等によるものです。

以上です。

（古山）それでは、288ページ、幹線道路等整備事業の道路課、こちら令和7年度より4,790万円減の理由を伺います。

（道路課長）令和7年度より4,790万円減の理由についてお答えします。

幹線道路等整備事業につきましては、令和2年度に策定した舗装の個別施設計画に基づき、利用頻度が高いとされている1級、2級市道の幹線道路のほか、鴻巣駅東口周辺の道路などの交通量が多い路線を整備する

ことが効果的かつ現実的であると考え、令和3年度から整備を行ってまいりました。令和7年度は、策定から5年目となり、進捗率が延長ペースで約75%となりました。今後、利用頻度が低く交通量の少ない路線の整備が多くなることから、費用対効果を考慮し、来年度は幹線道路の工事費を縮減しました。

以上です。

(古山) それでは、290ページの街路樹維持管理事業、道路課、こちらの鳥害対策委託料について、こちら先ほど剪定などを行っているという話を伺ったので、それ以外に何か鳥害対策を行っているのか伺います。

(道路課副参事) お答えいたします。

こちら昨年度購入した、ムクドリ対策になりますけれども、ムクドリが嫌な音が鳴る機械を昨年度購入いたしまして、それによって鳥が近寄らないように対策をしております。ただ、そのときに樹木のほうで葉っぱが茂っている状況ですと、一度その木に止まってしまったときに、なかなか出ていかないという状況がありますので、それが通るように剪定のほうはしているということでございます。

以上です。

(古山) 同じく290ページの路上違反広告物除去事業についてですが、こちらは先ほど違反の広告等を除去しているとお伺いしたのですが、こちら違反のものは通報されて、それを外しに行っているのか、それとも巡回して撤去しているのか伺います。

(道路課長) 除去につきましては、シルバー人材センターと委託をし、巡回をもって違反広告物があったら撤去していただいているという状況になります。

以上です。

(古山) それでは、290ページの市街化編入に伴う地区施設道路整備事業、こちらの令和7年度より343万2,000円減の理由を伺います。

(道路課長) 343万2,000円減の理由としましては、令和7年度に比べて、令和8年度の工事全体のボリュームが縮減されていることになります。

以上になります。

(古山) 292ページの河川・水路維持管理事業の委託料、64万6,000円増の理由を伺います。

(道路課副参事) お答えいたします。

河川・水路維持管理事業の委託料については、調整池ポンプの維持管理委託料、除草委託料などであり、労務単価等の上昇による維持管理費の増加によるものとなっております。

以上です。

(古山) 296ページ、駅施設等維持管理事業、都市計画課のほうで、これは鳥害対策で先ほども説明があったと思うのですが、こちらはどのような鳥害対策を行っているのか、再度伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

鴻巣駅東口及び北鴻巣駅東口の駅前広場と周辺道路におきましては、道路課と同じような器械を用いまして、職員にてムクドリの追い払いの作業をしています。あわせて、ムクドリが樹木に、先ほど言ったとおり止まりにくくなるように、樹木の剪定を併せて行っております。

以上です。

(古山) 298ページ、街路事業費庶務事業、こちら令和7年度より1,236万7,000円増の理由を伺います。

(道路課長) お答えします。

街路整備促進を目的とする協議会の負担金になるのですが、こちらにつきましましては、埼玉県街路事業負担金が主なものになります。埼玉県の工事の内容によって、その負担金が計算されることになっておりまして、埼玉県の工事の金額が大きかったことにより、その負担金が増となっております。

以上です。

(古山) 298ページ、荒川左岸通線整備事業、こちら令和7年度より2,089万円増の理由を伺います。

(道路課副参事) お答えいたします。

荒川左岸線整備事業(P.29「荒川左岸通線整備事業」に発言訂正)の増

額につきましては、土地開発公社からの用地購入に伴う不動産鑑定手数料、物件調査委託料等の増額でございます。物件調査におきましては、令和7年度、9件でございます。それを、令和8年度は16件を予定しております。

以上です。

(古山)302ページ、公園維持管理事業の、こちら令和7年度より1,966万1,000円増の理由を伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)お答えいたします。

増額の主な要因は、委託料の増額が理由であり、中でも除草委託料や樹木剪定伐採業務委託料の増額が大きな理由として挙げられます。除草では、近年の猛暑の影響で草の繁茂状況が著しいことや、新たな公園が増えたこと、また樹木剪定では、公園の樹木については年数が経過し、大きくなっている木が多くなってきており、落ち枝の可能性があることや、クビアカツヤカミキリの被害木の伐採や剪定作業が必要になっていることなどが要因となっております。

以上です。

(道路課副参事)申し訳ございません。発言の訂正をさせていただきます。

先ほどお答えいたしました荒川左岸通線整備事業につきまして、荒川左岸線とお答えしましたが、荒川左岸通線に訂正のほうをお願いいたします。

失礼いたしました。よろしくをお願いいたします。

(委員長)発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(古山)私も発言の訂正をお願いいたします。

先ほど荒川左岸ツウ線と申しましたけれども、荒川左岸ドオリ線整備事業に変更をお願いいたします。

(委員長)ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(古山) 302ページ、鳥害対策事業、こちら先ほどと同等になるかもしれないのですけれども、どのような鳥害対策を行っているのか伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)

こちらの鳥害対策におきましては、器械等は用いずに、公園等の高木に群れるムクドリ等のふんや騒音などの鳥害対策のために、高木の剪定や、営巣した鳥が公園利用者を攻撃する等の懸念があるため、鳥の巣の撤去を実施しております。

以上です。

(古山) 今までに鳥の被害、攻撃されたことはあったのか伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 過去に、鳥の巣がありまして、その近く、特にカラスなのですけれども、その巣に近づいていくと、空中で回ったりして威嚇するということはあった。ことは聞いているのですけれども、直接攻撃というのは、今年度は聞いてはいないです。

以上でございます。

(古山) それでは、304ページ、ふるさと総合緑道維持管理事業、こちらの委託料、令和7年度より1,632万1,000円増の理由を伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 答えいたします。

主な理由といたしましては、吹上地域、元荒川沿いの桜に係る樹木剪定伐採業務委託料の大幅増額と、樹木植栽業務委託料によるものです。これは、近年、高齢化と併せてクビアカツヤカミキリの被害が著しい元荒川の桜並木の剪定や被害木の伐採、倒木や落ち枝の処理などの増大、あとは桜の伐採した後の植え替えに対応するためとなっております。

以上です。

(古山) 306ページ、駅東口整備事業費庶務事業、こちらはどのようなことを行っているのか伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 答えいたします。

こちらの駅東口整備事業費庶務事業は、再開発事業に関するものとなっております。歳入におきましては、都市開発資金貸付金元金収入、また

歳出におきましては鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業に関するもので、現在再開発組合が解散に向けて清算の手続を行っており、それに伴う埼玉県及び再開発組合との調整に係る費用となります。

以上です。

(古山) 308ページ、一般下水道維持管理事業、こちら委託料の令和7年度より1,011万増の理由を伺います。

(下水道課長) 増の主な要因としましては、一般下水道管路施設調査業務委託に係る費用の増加によるものです。調査は令和6年度から開始しておりますが、早期の調査完了を目指し、事業規模を拡充したことによる増額でございます。

以上です。

(古山) こちら一般下水道の蓋の工事はここには含まれていないのか伺います。

(下水道課長) 調査費とは別に、修繕費の中で蓋の交換等は行っております。この調査は、あくまでも管路の調査でございます。

以上です。

(古山) それでは、312ページ、空家等適正管理事業、こちら令和7年度より38万8,000円減の理由を伺います。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) お答えします。

令和8年度予算額につきましては、空家等対策協議会の開催数を令和7年度の3回から令和8年度は2回にしたことによる協議会委員の報酬の減額と、令和7年度に空家等対策計画を策定した基礎資料とするためのアンケート調査を行うために計上した郵券料の減額などによるものです。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時05分)

---

(開議 午後2時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(中西) それでは、議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算について質問させていただきます。

まず、72ページの都市開発資金貸付金元金収入、3,700万円なのですが、説明だとA地区再開発の中の償還金ということで、エルミこうのすから償還を受けているというところなのですが、いつまでこれは毎年3,700万円を受けてというところ、いつまで償還期間があるのかというところをお伺いします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。都市開発資金貸付金の元金収入につきましては、A地区の市街地再開発事業の保留床取得時に、保留床取得法人、株式会社エルミこうのすへ貸付けを行いました都市開発資金の償還金で、2つのまず償還金となっております。

1つ目としましては、平成19年度に法人等保留床取得資金貸付金償還金としまして1億8,000万円を償還回数30回として貸し付け、平成25年3月より償還を開始しております。償還額は1回当たり600万円、年2回払いで、年当たり1,200万円となっております。

2点目としまして、平成23年度、法人等保留床取得資金貸付金償還金として5億円を償還回数40回として貸し付け、平成24年9月より償還を開始しました。償還額は1回当たり1,250万円、年2回払いで、年当たり2,500万円となっております。

2つを合計し、3,700万円となります。こちらの償還の最終支払い年度としましては……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時21分)



(開議 午後2時22分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。まず、1点目の償還金の返済期間としましては、平成24年度から令和9年度までとなっております。それと、もう一つの平成24年度から償還を

開始した２点目の償還金の返済期間としましては、平成24年度から令和13年度までとなっております。

以上です。

（中西）中西委員。

続きまして、288ページの道路改修事業で、これ資料のほうで場所と内容はいただいているのですけれども、路線が22路線というところで、地番とか面積とかないので、規模感がちょっと分からないのですけれども、この中で何か主なものというか、来年やる結構大きいものというのとはどんなものがあるのかを、お伺いします。

（道路課長）お答えします。

規模感が大きいものについてですけれども、1つが鴻巣中学校と鴻巣女子高校の間の道、路線、市道A-298号線の舗装の打ち替えとなっております。それと、あと鴻巣高校の裏の市道C-178号線、これについても舗装の打ち替えとなっております。規模感にしてかなりボリュームの大きいところというのは、今回ちょっとなかなかないので、要望のあったところと、あと道路管理者として改修が必要だというところを評価検討委員会にかけた、優先順位をつけて行っております。

以上です。

（中西）評価委員会のほうの、前ちょっと多分お聞きしたことがあると思うのですけれども、優先順位というのは何か項目ごとにポイントがあって、そのポイントの合計と、あと何年かそれでやっていくと、ちょっと塩漬けになってしまうものがあるから、何年かたった場合はそれも優先順位のポイントをちょっと付けるというような決め方だったと思うのですけれども、そういう理解でいいか、ちょっと正確なところを教えてくださいなと思うのですけれども。

（道路課長）市民から要望があった場合、もしくは道路管理者として補修、何回も同じような補修をしている老朽化が激しいような通りに関して、評価検討委員会にかけて順位づけを行っています。評価の基準、内容としましては、自動車の交通量が多い、あとは通学路であるかどうか、あと舗装の劣化状態、あとは要望してから、要望箇所が市街化区域か、

市街化調整区域か、それらを勘案して評価して点数をつけ、それによって順位づけしたものを検討委員会にかけて審議をしていただいております。

以上です。

（中西）たしか何か要望があってから結構塩漬けになってしまったやつは、何かその点数がつくみたいなお話も聞いたようなことがあるような気がするのですけれども、それもあるのですか。

（道路課長）評価がA、B、Cとありまして、C評価についてはなかなか改修のめどが立たないというような案件があります。そちらにつきましては要望者のほうに説明をさせていただき、今後そういう要望に関した改修工事ができないというような説明はさせていただいております。そのほかについては、評価の順番どおり、予算を計上して対応しているところでございます。

以上です。

（中西）今のところで、主要な事業の説明書の中で、道路改修工事負担金として、上下水道事業に対し道路改修工事費として負担するという説明がされていたのですけれども、詳しい内容はどのようなものなのかというのをちょっと教えていただければと思います。

（道路課長）道路改修工事負担金は、水道工事や下水道工事を計画している路線で、既存の舗装の状態が悪い場合に、水道掘削部分の舗装復旧工事以外、下水道も含めてなのでございますけれども、負担金をこちらから負担して、全面復旧もしくは半面復旧等の大規模に舗装を打ち替えるというようなための負担金になっております。

以上です。

（中西）そうすると、上下水道事業に対して負担するって、何か上下水道の話ではなくて、舗装の話で負担を、負担金というものがあるという、そういう解釈なのですか。

（道路課長）委員おっしゃるとおり、舗装に対して、舗装改修に対しての負担金になります。

以上です。

(中西)では、次に行きまして、同じく288ページの幹線道路等整備事業で、こちらも場所と内容が資料請求の中で出ているのですけれども、もう少し詳細を教えてくださいと思います。

(道路課長)お手持ちの資料の1番、市道A-2037号線につきましては、上谷総合公園、野球場とサッカーグラウンドの間の道の路線となります。工事内容としましては、舗装打ち替えのほか、先ほどちょっとお話にも出ました舗装の下の砂利の部分、路盤の強化するための路上路盤再生を同時に行う工事となっております。

続きまして、2番目の市道川105号線につきましては、渋井橋から新幹線側に向かう市道川6号線の路線があるのですけれども、その行田蓮田線付近へ接続している市道となっております。ここについては舗装の打ち替えのみとなっております。

続きまして、3番目の市道川6号線は、先ほどの渋井橋から新幹線側に向かう市道川6号線、これの舗装の打ち替え、加えて、先ほどと同じ路上路盤再生を行う計画となっております。

以上です。

(中西)基本的には何平米ぐらいのものになるのでしょうか。

(道路課長)1番の市道A-2037号線につきましては、幅員が7メートル程度、延長300メートルを計画しております。

続いて、2番目の市道川105号線につきましては、幅員が10.8メートル、延長が200メートルを予定しております。

市道川6号線につきましては、幅員が7メートル、延長は200メートルを計画しております。

以上です。

(中西)続きまして、同じく288ページの道路維持補修事業というところで、1億352万7,000円なのですけれども、根本的な道路改修事業との違いというのはどういったものになりますでしょうか。

(道路課副参事)お答えいたします。

道路改修事業等につきましては、路線全体で整備していくものでありまして、今回の道路維持補修事業につきましては、部分的に舗装いただく、

舗装の剥がれですとか、一部欠けている、ひびが入ったとかというところを修繕をしたり、草刈りをしたりということでございます。全体的にやるものについては道路改良、道路改修等で業務を行いますが、この補修事業については部分的に作業を行うという考えでおります。

以上です。

(中西) よく分かりました。

そうしたら、次に290ページの道路改良事業で、こちらも15件なのですが、資料を頂いていまして、これのまた主なものについて教えていただければと思います。

(道路課長) 道路改良事業の主なものとしまして、4番の市道H-100号線、こちらにつきましては陸上競技場の北側の路線となります。道路拡幅と側溝の敷設を計画しております。

続きまして、鴻巣地域でいいますと、上谷の市道A-231号線につきましては、上谷のハードオフの近く、砂利道があるのですが、その舗装の新設工事(令和8年3月6日開催令和8年3月定例会まちづくり常任委員会会議録P.1「側溝の新設」に発言訂正)を予定しております。

吹上地域ですと、筑波1丁目、市道吹480号線、これは元荒川の筑波橋と遠所橋の間のぐらいのところ、ここにつきましては未舗装部分を含めた舗装の敷設工事を行います。

続きまして、大芦の吹708号線、2番につきましては、水路の一部擁壁の改良、改修と舗装の打ち替えを予定しております。

道路改良事業につきまして、川里地区は令和8年度は計画がございません。

以上です。

(中西) ちょっと今いただいた4点のH-100号線とA-231号線と吹480号線、吹708号線で、規模感としてはどのぐらいになりますでしょうか。

(道路課長) 市道H-100号線、ヤオコーの脇の通りになります。延長50メートル、幅員がおよそ7メートルから8メートルの工事を予定しております。

続きまして、6番の市道A-231号線につきましては、延長が115メートル、幅員が4.6メートルとなります。

続きまして、市道吹708号線につきましては、延長が60メートル、幅員が4.1メートル。あと、筑波1丁目の吹480号線につきましては、延長が40メートル、幅員が3.5メートル。

以上となります。

(中西)では続きまして、同じく290ページの、市街化編入に伴う地区施設道路整備事業なのですけれども、この483万4,000円ということで、その場所というのはどちらになりますでしょうか。

(道路課長)工事場所につきましては、小松2丁目地内、JR高崎線沿いの路線になります。目印的なものが近くにないので、ちょっと説明がしづらいのですけれども、来年度、延長50メートルを予定しております。以上です。

(中西)続きまして、290ページ、市道A-1004号線整備事業6,632万5,000円なのですけれども、これ多分ドンキのところですか、結構渋滞が多発しているようなところなのですけれども、その路線の先に上尾道路とか立体交差も予定されているのですけれども、その辺の調整というのは今のところどういう、調整はどのようにされているかというのを伺いできればと思います。

(道路課長)お答えします。

市道A-1004号線、国道と接続する箕田南交差点から、先ほどお話にも出ました西へ向かう県道鴻巣川島線、この県道鴻巣川島線と上尾道路の交差点については、現在平面交差の計画となっております。上尾道路と平面交差した後に、県道鴻巣川島線はJRを立体交差、オーバースタイルで越える今計画となっております。県道鴻巣川島線につきましては、現段階では県から詳細な設計図等などが提示されておらず、協議の段階にはまだ至っておりません。

以上です。

(中西)そうすると、何か上尾道路とか立体交差とか県道と市道が重なっていて、非常に完成した、完成図というところが何か見えにくいとこ

ろではあるのですけれども、その後、では渋滞どうなのだというところも気になるところでありますし、そうしたときに、今県からやっぱり図面が来ていないので、なかなかその完成形というか、ちょっとそのイメージというのは今のところつかみづらいというようなことなのですか。

(道路課長) 県のほうで立体交差に伴う近隣住民の説明会を行っております。そのときに、イメージ図として、線路をまたぐ絵は今こちらに、そのときに提示はされているので、そういったイメージはあるのかなと思うのですけれども、その詳細についてはまだちょっと協議に至っておりませんので、今のところ内容としては申し上げることがちょっとできません。

以上です。

(中西) 次に行きまして、290ページ、上尾道路接続市道整備事業ということで、接続市道の内容、幅員とか、そういった内容を教えていただければと思います。

(道路課長) 上尾道路の接続市道につきましては、全部で8路線計画しております。全て申し上げさせていただきますけれども、まず宮前のふれあいセンター前を通る市道A-2045号線、それと駅南通線と上尾道路の交差点の先の市道C-307号線、滝馬室地区の市道B-241号線、B-476号線、旧の馬室幼稚園から馬室小学校を結ぶ市道A-2020号線、先ほどの旧の馬室幼稚園から、今度荒川方面に向かう市道A-1038号線、それと馬室小学校の前の通りの市道A-2017号線、それとその近くを通る市道B-481号線、この8路線の計画をしております。

以上です。

(中西) 幅員としては6メートルとか、そういうイメージですか。

(道路課長) 先ほどの道路が、ほとんどが既設が4メートルから5メートルの幅員となっておりますが、計画としましてはおおよそ7メートル程度の幅員の計画となっております。

以上です。

(中西) 次に行きまして、298ページの鴻巣駅東口エレベーター整備事業というところで、駅前の人通りが多いと思うのですけれども、この辺の

工事の安全とか通行をどう確保していくかというところはどうお考えなのかというところをお伺いします。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

現在実施中の実施設計業務の中で仮設計画を検討しており、エレベーター設置箇所付近は工事関係者以外の立入りができないよう、仮囲いを設置する予定です。これに伴い、駅前広場の歩道の一部が通行できないことが想定されますが、カラーコーンなど仮設歩行者通路を確保するなどし、安全に配慮した上で工事を行っていく予定です。

以上です。

(中西) では、続きまして300ページの公園整備奉仕活動団体助成事業ということで、この155万円の積算根拠はどんな根拠というか計算方法になっているのかお伺いします。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

公園奉仕活動団体助成金は、算出根拠は鴻巣市公園整備奉仕活動推進要綱の奉仕活動奨励金交付基準により、基本額及び公園内の活動面積に応じた奨励金を算出しています。

以上です。

(中西) その基本額と面積の合った金額というのは幾らぐらいになっているのかというところをお伺いできればと思います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

まず、基本額につきましては1万円。面積に応じてになりますと、まず500平米未満につきましては1万4,000円、500平米以上1,000平米未満、こちらについては2万1,000円、1,000平米以上1,500平米未満、こちらにつきましては2万4,000円、1,500平米以上2,000平米未満、こちらは2万6,000円、2,000平米以上2,500平米未満、こちらは3万2,000円、2,500平米以上3,000平米未満、こちらは3万8,000円となっております。

以上です。

(中西)分かりました。これが今、31団体(令和8年3月6日開催令和8年3月定例会まちづくり常任委員会会議録P.1「39団体」に発言訂正)でしたでしょうか、たしか先ほどの説明だと、交付を受けているというところなのですけれども、自治会以外の団体と違ってあるのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)お答えいたします。

自治会以外の団体としましては、奉仕活動を行う公園を主たる活動拠点としているグラウンドゴルフ団体や、あと鴻巣市サッカー協会、地元有志による竹林公園奉仕会などがあります。

以上です。

(中西)前にちょっとまちづくりの委員会で質問したときも、なかなか自治会の方も結構高齢になって、公園の奉仕活動というのは大変だという話もあったのですけれども、何かいっそ自治会……結局自治会で奉仕活動をして、お金は自治会に入るだけなので、報酬としてもう完全に仕事というか、金額もそれだけ上げて、結構公園だと草が生えているところってすごく多いなと今思っていて、何か制度の見直しというか、きちんと報酬として考えて、自治会以外でも草刈りができるような形に変えていくほうがいいのかと私は個人的に思うのですけれども、この金額についても、ちょっと1万円とかだと大分安いのかなと。かなりボランティアというところもあると思うので、そういう考えに対してはどう思われるかというか、どう考えるかというのを伺いできればと思うのですけれども。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)お答えいたします。

本事業は、地域の皆さんによる自主的な環境美化活動を支援し、地域コミュニティの維持、活性化にも資することを目的として実施しているものですので、事業の性格や制度運用の観点から、現時点では地域団体による自主的な奉仕活動の支援という原則に基づき運用していきたいと考えております。

以上です。

(中西)では、次に行きまして、304ページの既設公園施設・遊具改修事業3,541万1,000円なのですけれども、和式から洋式に4公園変わるといいう話もあったと思うのですけれども、こちらどこの公園が変わるのかというのを教えていただければと思います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)お答えいたします。

令和8年度の予定箇所といたしましては、東裏2号公園、竹林公園、大間公園、鎌塚イベント公園、この4公園を予定しております。

以上です。

(中西)では、次に行きまして、同じく304ページの(仮称)北新宿近隣公園整備事業なのですけれども、これ2億3,604万4,000円というところで、基本的なところかもしれないのですけれども、これが北新宿の第二土地区画整理事業特別会計にはならないのですか。これ一般会計のほうなのですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)お答えいたします。

区画整理事業では、公園予定地の整備につきましては基盤整備のみとなるため、公園の敷地の造成までということとなっております。

以上です。

(中西)そうすると、公園の場合、区画整理事業の中で公園を造る場合は一般会計のほうですよという、こういう理解でよろしいですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)一般的にはそのようなことになっております。

(中西)では、同じ項目で、公園の中、結構広い公園になると思うのですけれども、夏場がかなり暑くなるのかなというふうに思いまして、そうした日陰とか、その対策というところはどうか考えているかというのを伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)お答えいたします。

日陰対策としましては、あずまややパーゴラの設置、そのほかに高木の

植栽も予定しておりますので、高木につきましては将来大きくなったときに日陰ができるものかと捉えております。

以上です。

（中西）それとあと、説明の中でインクルーシブ遊具というのも考えているというようなことを聞いたような気がするのですけれども、どんなものが入るかというのはまだ決まっていないのですか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

今現在予定しているのは、複合遊具ですとかブランコ、あと回転遊具の設置を予定しております。

以上です。

（中西）同じ項目で、続いて、この公園が周りが調整池に囲まれているのですけれども、その安全対策というか、落ちてしまわないように何か考えとなると、どう考えているのかということをお伺いします。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

調整池への安全対策ですが、今現在調整池に沿って既存の柵が設置されている状況となっております。ただ、今後不用意に利用者が近づくことがないように、低木の植え込みや進入制限のロープ柵などを既存の柵の手前に設けるようにしております。

以上です。

（中西）では、次に行きまして、308ページの一般下水道維持管理事業2,905万2,000円なのですけれども、すみません、ちょっと基本的なところかもしれないのですけれども、公共下水道と一般下水道の違いというか、ちょっとその辺を教えていただければと思うのですけれども。

（下水道課長）お答えします。

初めに、公共下水道につきましては、下水道法第2条第3号に規定する、市が計画的に整備、管理を行い、生活排水、いわゆる汚水や雨水を安全に集め、適切に処理するための施設でございます。本市では、汚水と雨水を別々の管渠で処理する分流式により計画的に整備、管理を行ってお

ります。公共下水道の污水管につきましては、流域下水道に接続し、荒川左岸北部流域下水道終末処理場において処理を行い、生活環境の衛生確保や河川水質の保全が図られております。また、公共下水道の雨水管につきましては、市街地に降った雨など雨水を公共用水域へ速やかに排除することで浸水被害の軽減を図ることが主な役割となっております。一方で、一般下水道につきましては、こちらは公共下水道が整備される以前に家庭排水の処理を目的として鴻巣地域に設けられた排水施設でございます。公共下水道が整備された区域におきましては、当初の本来の役割は終えておりますが、中心市街地など道路幅員が狭く、側溝の整備が困難な場所では一般下水道管を雨水や道路排水の処理施設として活用し、側溝の代替機能や一時的な貯留機能を持たせることにより浸水被害の軽減に寄与している状況でございます。以上が公共下水道と一般下水道の主な違いでございます。

以上です。

（中西）そうすると、公共下水が整備される前に私的に一般下水ということにつけられているものなのかなというふうに認識したのですけれども、一般下水の管があって、そうするとそれが公共下水につながっているというイメージなのですか。

（下水道課長）お答えします。

一般下水道と公共下水道の管は、污水の管についてはつながっておりません。一般下水道と公共下水道の雨水管については、下流のほうでつながっている場所等がございますけれども、污水についてはつながっておりませんので、一般下水につながっているのは、家庭からの排水であれば浄化槽を経由した水だとか、そういうものについては一般下水道に接続されております。

以上です。

（中西）結構、市街化でも、こういう場所って一般下水のところというのは多いのですか。

（下水道課長）市街地においても、まだ一般下水が残っている場所というのは多く残っております。先ほども申し上げたとおり道路側溝等の代

替機能を持たせているところもありますし、道路側溝の排水を受けている一般下水道もありますので、引き続き維持管理は必要な状況ではございます。

以上です。

（中西）維持管理という、その内容的にはどういったことをやっていくのかというのを教えていただければと思います。

（下水道課長）維持管理、まず1つは今回の予算の中で拡充している、老朽化した管路の点検業務、これが1つ。あとは、先ほど古山委員からのお話でもありましたけれども、ますの蓋だとか、そういうものも老朽化しておりますので、そういうものの取替え等の修繕を行っております。そのほか堆積物等がありましたらその清掃、そういう形の維持管理は行っております。

以上です。

（茂利）それでは、議案第30号、令和8年度一般会計予算の質問をさせていただきます。前任者もかなりたくさん質問されましたので、なるべくダブらないような形でしたいと思います。

初めに、32ページの公衆電話ボックス敷地使用料につきまして、額は少ないのですが、公衆電話自体が減ってきて、説明の中ではJR3つの駅のほうに置いてある、その敷地使用料ということなのですが、今後、これは市で考えることではないかと思うのですが、置かせてくれということであればずっと置くという考えで、もちろんそうなのでしょうけれども、これが市で考えることではないですよね。これは、そういうことですよね。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

現在電話ボックスにつきましては、鴻巣駅西口、北鴻巣駅東口、吹上駅北口、南口に各1基ずつ設置しております。最近では、公衆電話、日常的な利用が減少していますが、一方で緊急時の通信手段として極めて重要な社会インフラであることから、市としましても、設置を継続する必要があると今考えております。

以上です。

（茂利）続きまして、46ページの地域未来交付金、これはこういった交付金なのか質問いたします。

（道路課長）地域未来交付金は、内閣府が地方自治体の地方創生の取組を強力に後押しするために創設した交付金制度になります。自治体が地域の特性を生かし、産業振興やデジタル活用、生活環境の改善などを通じて、持続可能で魅力ある地域づくりと強い経済の実現を図ることを目的としております。今回は既に計画されています道の駅を拠点とした周辺インフラ整備事業として組み合わせて交付金の申請をしております。以上です。

（茂利）取りあえず、その予定はもう今の言われたとおりの感じのことを進めていくということによろしいのですね。分かりました。

（道路課長）今申請の段階で、まだその事業に対しての採択はされておられませんので、この交付金が来年度つくかどうかという、まだそこには至っておりません。今現在申請中でございます。

以上です。

（茂利）続きまして、46ページの、これ説明がずっとあった社会資本整備総合交付金についてなのですけれども、説明がずっとあったのですけれども、これ今までの交付金の細かいものがまとまった、1つになったということによろしいのでしょうか。

（道路課長）委員おっしゃるとおりで、社会資本整備総合交付金は従来個別の国土交通省の個別補助金を一括化した交付金制度で、自治体が自ら策定する社会資本総合整備計画に基づいて使う仕組みとなっております。従来は、道路、治水、まちづくり、住宅などの事業ごとに個別補助金があり、使い道が細かく縛られておりました。しかし、この制度では、それが1つの交付金として統合されており、自治体が計画に応じて総合的に使える内容となっております。

以上です。

（茂利）今の項目になりますが、この自治体の自由度が大きくなったことにつきまして、またこれもまだあれなのですけれども、今後やってい

く方向のものがあるのかどうか伺います。

（道路課長）交付金に関しましては、先ほど説明をさせていただいた地域未来交付金、あるいは先ほどの社会資本整備総合交付金、こちらの内容を鑑みて、メニューに沿った内容で申請して活用していきたいと考えております。

以上です。

（茂利）続きまして、122ページの交通安全施設整備事業につきまして、確認になりますが、どのような要望が多いのか伺います。

（道路課長）交通安全施設整備事業のどのような要望が多いのかについてお答えします。

要望の多い案件につきましては、道路反射鏡、カーブミラーの新設、新しくつけてほしいといった新設の設置や、修繕、それと路面上に書いてある区画線の修繕などになります。

以上です。

（茂利）続きまして、282ページの道路台帳整備事業につきまして、どこの地域を行う予定なのか伺います。

（道路課副参事）お答えいたします。

道路台帳につきましては、市内全域が対象地域となります。今道路台帳の整備につきましては、前年度、今年度に関発や市の道路等で整備されたものについて、次年度、令和8年度に道路台帳の整備を行うものと計画しております。

以上です。

（茂利）確認になりますが、これはどこをやるという順番は特にはないということですか。

（道路課副参事）どこというエリア的なものではなくて、あくまで今年度開発で道路が整備された部分、道路整備等で改修されたところなどを修正していくという業務でございます。

以上です。

（茂利）続きまして、288、これも前任者と同じ質問になってしまうかもしれないのですが、道路改修事業につきまして、この優先度につきまし

て伺います。

（道路課長）道路改修事業の優先度についてお答えいたします。

道路改修の優先度につきましては、先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、市民の皆さんからの要望された案件と日頃から道路管理している道路課の案件を鴻巣市生活道路等整備箇所評価検討委員会に諮り、優先順位を決定し、予算化して対応しているところでございます。

以上です。

（茂利）同じ288ページの道路維持補修事業につきまして、これも多分同じことになってしまうと思うのですが、今言われた市民の声からの要望も当然そうなのですけれども、もともと決まっている計画的なものがあるのかどうか伺います。

（道路課長）一番は市民からいただいた要望や情報提供、それと道路パトロールにより職員が発見した場合などが多くなっております。要望についてですが、件数なのですけれども、令和5年度が1,242件、令和6年度が1,440件、今年度につきましては、12月末の時点なのですけれども、991件となっております。

以上です。

（茂利）続きまして、街路樹維持管理事業につきまして質問させていただきます。

これ年末にちょっと私の地域のほうで事故があって、市がちょうど皆さん休みになっていたのですけれども、急遽連絡を取ったらすぐ対応してくれて、1時間ぐらいかからないうちに倒れている倒木を撤去してくれたということがあったのですけれども、今後の街路樹、そういったものも含めて、あと虫に食われたとか、そういったことも含めて街路樹の維持管理について、今後の増減だとか含めてちょっと考えがあれば伺いたします。

（道路課長）街路樹の現状の増減についてですが、本市は主に都市計画道路などの幹線道路に街路樹を植樹し、令和6年度末現在、27路線に約2,000本にわたり植樹をしております。近年ゲリラ豪雨に伴う突風が原因

の枝折れや猛暑が要因とされる立ち枯れなどが発生しております。道路パトロールや市民からの情報提供などにより倒木のおそれのある樹木を発見した場合は、安全を鑑み伐採する場合があります。これらにより撤去となった樹木については、現場の状況や安全を鑑み、植樹をするか、しないかの判断を行っております。今年度につきましては、伐採23本行いました。植樹については5本となっておりますが、植樹については今後周辺の状況や安全状況とか、それを見ながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

(茂利)今の数字だと増減の云々というのはなかなか分からないと思うのですが、一応少しずつではあるけれども、減っている感じではあるのですか。

(道路課長)全体的なイメージとしては、減ってきているという状況になっております。

以上です。

(茂利)続きまして、292ページの橋りょう点検業務委託料につきまして、質問いたします。

吹上地域の元荒川に架かったところはどれくらいあるのか伺います。

(道路課長)お答えします。

吹上地区の元荒川に架かる橋、市道の部分についてですが、ロピアの前から上流にかけて現在10橋管理している橋があります。

以上です。

(茂利)その点検の評価というのは、道路と同じで、やっぱりそういった形になるのでしょうか。

(道路課長)点検につきましては、業務委託で点検を行っていますが、健全度調査ということで橋の健康状態を調べて、5年に1回の周期で調べております。先ほど吹上地区に架かっている橋なのですけれども、平成27年に佐賀橋と新佐賀橋、平成28年に洲崎橋、令和元年に小谷橋、令和元年、2年の繰越しなのですけれども、筑波橋、この5橋については修繕を行っております。

以上です。

（茂利）評価によってこういった対応になるというのは、今の答えでよろしいのですか。

（道路課長）先ほどの健全度調査、健全度を判定する評価になるのですが、判定が1から4まであります。1判定が橋の機能に支障が生じていない状態になります。2判定が機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。3判定が橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。4判定が機能に支障が生じている、または生じる可能性が高く、緊急に措置を講ずるべき状態と4つの判定の内容で調査をしております。

以上です。

（茂利）続きまして、同じ292ページの橋りょう改修工事のほうで、これはこういった工事なのか伺います。

（道路課長）令和8年度の橋りょう改修工事につきましては、郷地に、元荒川に架かる郷地橋を計画しております。内容としましては、郷地橋の下の部分、鋼ですね、メタル橋というのですけれども、その塗装の部分にP C B、ポリ塩化ビフェニルという発がん性物質が含まれている塗装が現在塗ってある状態であります。その処分が令和9年度末までと定められていることから、それに応じた撤去、再塗装、処分も含めた内容の工事となっております。

以上です。

（茂利）そういった橋は幾つあるのでしょうか。

（道路課長）先ほどのP C Bが塗料に含まれた状態の橋は、来年度の郷地橋のみになります。

以上です。

（茂利）同じ292ページの河川・水路維持事業につきまして、これもやっぱり道路と同じような形の市民からの要望があって、例えば水路がうまくなくなっていないとかなったときには、そういった形の事業を優先評価して進めていくということによろしいのでしょうか。

（道路課長）水路の改修につきましては、河川・水路維持事業ではなく、

その前の水路改修事業で工事を行っております。これにつきましては、やはり要望を含めた道路管理者としての修繕すべきであろうところを評価検討委員会にかけて、その内容で計画を定めております。

以上です。

（茂利）続きまして、302ページの鳥害対策事業につきまして、これはいろいろ前任者からも質問が出ていたのですけれども、答弁の中で、ムクドリ以外でもカラスとかという答弁もあったのですけれども、それ以外の鳥というのはあるのでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）今のところムクドリとかカラスというところではしか認識はしておりません。

以上です。

（茂利）先ほどの答弁の中で、巣を取るとか、取らないとかというちょっと答弁があったのですけれども、巣はどの段階で例えば撤去するとしたら取るのでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

理想としますと、巣を作り始めた時点で撤去するのが一番理想かと思うのですが、やはり巣というのは上のほうに作ってしまいますので、できて、卵が産んだ時点で大体連絡とか来まして、撤去する状況になってきますので、今まで撤去するということは卵が生まれた状態のを撤去する、あるいはもう卵も終わって巣立ってしまったて、残っている残骸をたまたま見つけた方が、取ってくれというところで撤去しているというところが現状となっております。

以上です。

（茂利）私の、そうしたらちょっと認識があれかも分からないのですけれども、環境課絡みになってしまうかと思うのですけれども、鳥獣保護法みたいなものには、それは引っかけられないということ。

（暫時休憩の声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3 時 1 4 分）

◇

(開議 午後3時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

あくまで巢の撤去というところになって、駆除という考えではないので、引っかからないという認識でいます。引っかからないという言い方はあれですけども、大丈夫だという認識でいます。

以上です。

(茂利) 今まで何回かそういうことはあったということによろしいのですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 巢の撤去は毎年何件か行っております。

(茂利) 続きまして、304ページの既設公園施設・遊具改修事業につきまして、これも前任者からいろいろ質問があったのですけれども、先ほどトイレの質問があったのですが、遊具等の場所によっても当然違ってきますけれども、破損の頻度というのは大体でどれぐらいなのでしょう。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

遊具等の破損頻度につきましては、遊具等の材質ですとか、利用状況が大きく影響してきます。国土交通省による遊具の安全基準では、遊具の耐用年数においては(令和8年3月6日開催令和8年3月定例会まちづくり常任委員会会議録P.1 発言訂正あり)、木製遊具は10年、鋼製遊具は15年、消耗部品については3年から5年となっており、利用者が多い公園や人気のある遊具等で破損頻度はちょっと異なってくると考えております。本市では、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、年1回、市内にある公園内の遊具などの点検を業務委託で実施しているほか、月に1回シルバー人材センターによる目視などの点検を行っており、点検結果や利用者からの情報提供などを基に遊具等の修繕や改修を行っている状況でございます。

以上です。

（茂利）確認になりますが、今までそういった遊具での事故があったかどうかだけちょっと確認いたします。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）使い方によってけがされてしまう、したということはあるかもしれないのですが、その遊具自体の構造に関して何かけがしたというところは、私のいる限りではちょっと聞いたことがない状況です。

以上です。

（茂利）続きまして、304ページ、これも前任者から質問がありました、（仮称）北新宿近隣公園整備事業につきまして、様々前任者から質問ありましたので、大体分かっているのですけれども、かなり大きな公園になるかと思うのですけれども、市として、位置づけとしてどんな感じのものにするのかというのは分かりますか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

この公園の整備コンセプトとしましては、北新宿区画整理事業地内の全ての住民の方を対象として、特に若い世代や子ども連れの方を対象とした公園として、いつでも、誰でも、幅広い世代が利用できる公園とするということをコンセプトにして整備を今しております。こちらのほうにつきましては、令和6年度に実施設計を行いまして、今年度から来年度まで2か年で工事を行っております。公園の主な整備施設としますと、多目的広場、遊具広場、芝生広場、ウォーキングコース、ドッグラン、多目的トイレ、植栽などを予定しております。参考に、遊具につきましては、先ほどもちょっと話が出たのですけれども、インクルーシブ遊具とか、あとはそのほかにも大型の複合遊具ですとか、スイング遊具などを予定しております。また、そのほかの施設として、あずまや、パーゴラ、健康器具、ベンチ、水飲み等も設置予定でいます。

今年度の工事につきましては、10月より工事を実施しており、工事内容は敷地造成工事ですとか給排水設備工事、あとは一部の園路、広場工事、あと植栽、ドッグラン、パーゴラ設置工事などを行っており、工期は3

月の12日までとなっております。

来年度の工事は、遊具ですとかトイレ、あずまや、駐車場、照明、園路、植栽等工事を予定しておりまして、供用開始時期につきましては、令和9年度の上期の予定を考えております。

以上です。

(茂利)今の項目になりますが、もし分かっていたらいいです。駐車場に関しては、多分周り自体が、北新宿自体が広いのであれなのですが、もし今の範囲でもし分かるなら、大体どれぐらいの駐車場を予定なのか分かりますでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)今現在の予定というところなのですが、設計の中では駐車場台数は21台を予定しておりまして、そのうち2台が身障者用というところを確保しております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時21分)



(開議 午後3時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷)一番最初に、この予算全体に係ったところで聞くのだけれども、国の8年度予算は、仮に、参議院は絶対多数ではないから、いつ行っても衆議院の優越で可決はされるのだけれども、4月1日からいきなり執行というわけにはいかないわね、時間的に。国の予算執行が遅れることによって影響を受ける事業というのはどれくらいあるのか。

(都市建設部長) すみません。今全体のご質問になりますので、私のほうで答弁をさせていただきます。

市の予算、都市建設部所管の予算の中では、国の社会資本整備総合交付金等も組み込んで予算を編成しているところですが、国の予算の可決が遅れたからといって市の事業が執行できないというふうには捉えておりません。国の予算が4月何日か可決だとか、そういう中でも遅れて可決

されれば当然社会資本整備総合交付金等はそのほうにも一定の額という形で内示はいただき、その額をもって事業執行が可能というふうに捉えております。

以上でございます。

(秋谷)では、その点についてはそれ以上言うことはないですが、46、47ページで、都市計画課の中で都市構造再編集中支援事業補助金というのは、自分こういう補助金を今まで見ていなかったような気がするのだけれども、どういった事業にこの補助金は使うことができるのかな。今回はこのエレベーターだけれども。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)お答えいたします。

都市構造再編集中支援事業補助金とは、立地適正化計画に沿った地方公共団体や民間事業等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導、整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造への再編を図ることを目的とする補助金となっております。鴻巣市では、この補助金に対しまして鴻巣駅東口エレベーター、あとエレベーターの案内設置、あとは鴻巣駅東口、西口トイレバリアフリー化、あとは鴻巣駅東口点字ブロック設置、あとはエルミパークのバリアフリー化などをこの計画に盛り込んで補助金を活用していきたいと考えております。

(秋谷)大変何か用途の広そうな補助金だけれども、今ちょうど答弁があったから、後で聞こうと思っていたのを今聞いてしまう。鴻巣駅の東口と西口のトイレの話があったね。大変前々から衛生環境がぱっと見あんまりよろしくない。なおかつ、あのトイレでは女性はまず使わない。安心できないもの。だから、もしその補助金を使ってやるのなら根本的に考え直してもらいたいのだけれども、そういうことはできるか。設置場所から全て。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)お答えいたします。

今のところは、トイレの改修のほうを今考えているのですけれども、こ

の補助金の使える範囲内というのですか、その辺も検討しながら、どのような形が一番いいかというのをちょっと今後、少し検討していきたいと考えております。

(秋谷) すっ飛んで、286、287ページのところで主要地方道東松山鴻巣線の整備促進だ。市長の4年前というか、3年7か月前の公約の中でこの4車線化という話が出ているけれども、現状その4車線化の取組、多少説明もあったと思うのだけれども、改めて事細かにご説明をいただきたい。

(道路課長) 県道東松山鴻巣線の期成同盟会の中での要望としましては、吉見から鴻巣に入った御成橋含めた4車線化について要望をしております。今現在4車線化については、吉見町の一部を今事業を行っていると同っております。

以上です。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 都市計画課のほうの視点からちょっとお答えさせていただきますと、4車線化につきましては、県の都市計画決定のほうが変更ができたということを県のほうから報告受けております。

以上です。

(秋谷) 今都市計画課長さんがおっしゃっていたのは、道路課長さんが言っていた部分についての都市計画の変更かい。

(そうですの声あり)

(秋谷) 290、291ページで市街化編入の地区施設道路なのだけれども、暫定逆線引き地域だね。1期目の方というのは暫定逆線引きとは何ぞやという話になってくるかもしれないけれども、単純に言ったら上尾道路の内側と言ったほうがいいのか、17号から。そっちの部分が市街化に編入することになったのだけれども、荒川左岸通線がやっと県道までのめどがついてきたけれども、あちらの小松、松原方面というのは主要の幹線がないためになかなか行き来が危ないのだ。まず住宅街の中、細いところを通ったり何だりするものだから。今回は、JRの脇の道路をやるようなのだけれども、そういう主要の幹線というものの整備というの

はどのように考えているのかな、逆線引き地域の。

（道路課長）現在、暫定逆線引きの地区についての整備につきましては、主要な道路、主要な道路というのは鴻巣のほうから北本へ抜けるような道路のことを指していると思われませんが、小松2丁目地区においては今現在その地区内の道路改良を進めているところでありまして、主要な幹線道路を築造するというような整備は、その地区施設道路の整備事業の中では行っておりません。

以上です。

（秋谷）これは、北本市側にも問題はあるのだ。何といっても本来だったら荒川左岸通線が駅西側道路みたいな形でずっと上尾まで行っていて、上尾と桶川は整備しているのに、北本は遺跡の関係があって何もやりはしないから、一番問題なのはもちろんそこが問題なのは分かっているけれども、なかなかあちらの方が、北本駅を利用する方とか北本の施設利用する方が多いから、それがあったからどうということはないのだけれども、本来17号があって、旧中山道が中山道の東側というか、西側でいうと今上尾道路がこう行って、左岸通線が西側道路という形でずっと本来だったら通じるのだけれども、北本側は何考えているのかね。知らないかい。

（都市建設部長）近隣の北本市さんとは数々の同盟会等で私、部長とも一緒になる機会が多々ございます。その中で荒川左岸通線について、鴻巣市が事業をやっているというのは隣のまちということでご存じかなと思いますが、北本市さんで荒川左岸通線に通ずる都市計画道路の話というのは部長からもお話は聞いた話はございませんので、特段動きがないものと捉えております。

以上です。

（秋谷）しようがないやな、隣のことには文句言えないから。今度直接会ったら言うておくよ。

298、299で今話をした荒川左岸通線の話なのだけれども、取りあえず北本がそういう状況であれば、鴻巣側の南側というのは取りあえず今県道までの接続で終わるわけだけれども、ちょっとあちこちの話言うよ。例

例えば三谷橋大間線の3期、南通線、左岸通線と、社会資本整備総合交付金を取るためにいろいろなメニューを出して、それでいろいろそれについて取っているのではない。もし荒川左岸通線が南で一旦打ち止めですよと、社会資本整備総合交付金に応募するというのかな、要望するメニューが1つ減ってしまうのではない。そういう意味では、例えば北側にやる気があるかないかは別なのだけれども、やるつもりで、要望するために北側への流れというのを考えることってないのかしら。

(道路課長) 先ほどの荒川左岸通線、北への延伸についてですが、前回の委員会の際に副部長のほうからも答弁したと思いますけれども、地元の期待とかはあるというところは認識はしているのですけれども、今行っている上尾道路との接続市道などの事業と照らし合わせて今後その検討をしていきたいと考えております。

(秋谷) 交付金を獲得するためのメニューの一つという考え方なので、やるのは実際は大変だろうと思いますが。

302ページ、303ページの公園維持管理事業で伺っているのかな。街区公園ありますよね。都市公園も同じ面積計算になっているかもしれないけれども、たしか基準があったよね。住民何人あたりに何平米みたいな、そういう基準がたしか過去あったような気がしたので、その基準を改めて教えてもらっていいですか。その基準と、あと鴻巣市の公園の数値的なレベルというの、面積の比較。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時53分)



(開議 午後3時54分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

まず、都市公園法施行令第1条の2で住民1人当たりの公園面積というのを定めております。市街化区域、市全体としては1人当たり10平米以上というところが定められております。鴻巣市としますと、今現在、令

和 8 年 1 月 1 日現在ですと 1 人当たり 7.63 平米となっております。

以上です。

(秋谷) そうすると、あと最低限、最低限という言い方が適切かどうか分からないけれども、一応 2.37 平米を 1 人当たり、11 万 7,000 人分掛ければどれぐらい必要かというのは分かるのだろうけれども、そういう公園整備をやるお考えってあるのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 今現在、北新宿の近隣公園のほうを整備しております。そのほかにも公園予定地として川里の中央公園とか、その辺未整備部分もありますので、まずはそのところを整備していきたいと考えております。

以上です。

(秋谷) ちょうど川里中央公園も聞こうと思っていたのだ。それはちょっと順繰りで、ページ数で言っていくから、304 ページ、305 ページでふるさと総合緑道のお話なのだけれども、市でも何年前かな、道路認定して、要は安養寺に架ける橋の話なのだけれども、H-222 だったかな。たしか……

(何事か声あり)

(秋谷) 223 か。もう道路認定はとうの昔にやったのだけれども、事業としては全く進んでいないようなのだけれども、どういうふうにするお考えなのか。

(道路課長) 市道 H-223 の元荒川に架かる橋について、現在事業的には行っていないというのが現状です。地元の方々からも橋に対しての要望はいただいております。しかしながら、やはり先ほど申し上げました上尾道路、まずその接続に対する三谷橋大間線、駅南通線、荒川左岸通線、これらの事業をまず最優先とし、それらを進めながら状況を見ていきたいと考えております。

以上です。

(秋谷) ちなみに、地権者側の、以前はなかなかご理解が得られないという理由で過去には止まっていたのだ。何年か前は。地権者側との接触というのはここ 1 年ぐらいやっているのかな。やっていないのかな。

(道路課長) 直近でその対象とする地権者と折衝したのは、自分の記憶ですと令和5年度が最後だと認識しております。その時点ではその橋に対しての説明をさせていただいて、地権者にも一定の了解は得られているという状況でした。

以上です。

(秋谷) そのH-223号線、さっき言った元荒川に架かるものだけでも、線路にある踏切、川に架かる橋、自分は似たようなレベルの重要性はあると思うの。踏切が開かなかつたり、踏切がなかったら、みんな線路を渡れないでしょう。そしたら、いろんな部分の交通であるとか支障が出るよね。当然だけれども、川だって、今回は郷地橋のPCBの話が出たけれども、やっぱりいざというときに橋はあるにこしたことはない。少ないかもしれないけれども、笠原エリアから中央小学校なり北小学校なり通うお子さんがいる限りは特に。だから、決して三谷橋大間線や駅南通線と比較して順位的なものが低いとは絶対思えないのだけれども、どういうふうに理解したらいいのでしょうか、部長。

(都市建設部長) ただいまのご質問につきましては私から答弁をさせていただきます。

確かに橋というものは川、あるいは先ほど線路の踏切に例えられるように、それを渡らないと反対側には行けないという意味では非常に重要なものかな。また、人数も少なくても、ないと渡れない。そういう中では私も重要というふうには認識します。ただ、先ほどお話ししたように、三谷橋大間線だとか荒川左岸通線だとか、都市計画道路と単純に比較するのはどうなのかというところでございますけれども、やはり市の財源としては道路に係る費用として同じ財布の中で充てなくてはならない。その中でどちらを優先してやるかというものを総合的に勘案した中、今現在国が進める上尾道路の整備、これは着々と進められております。そこにつなぐ市道がやはり必要となってくる。それがひいてはまちの防災、そういうものを高めていくという認識の中で三谷橋大間線あるいは荒川左岸通線、さらにはそれに接続市道の整備を優先し、今事業展開しているところですので、上尾道路の関連終了後、また全体を見ながら、こう

いう橋等についてもそのときに判断が必要になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

（秋谷）あくまで質疑だから、今みたいに答えられてしまうと何も言いづらいものもあるのだけれども、お願いはできないので、質問をするけれども、自分がいつか辞めて、上尾道路だってそんな1年や2年でできるわけではないのだから、それでその接続道路だってそんな簡単にできるわけではない。いつかは絶対自分だって辞める。でも、このH-223号線の道路認定しているという事実を残すために、予算書なりなんなりに科目存置でいいから何かしら残しておいてもらいたいものだけれども、そういうことは不可能かね。

（都市建設部長）予算に計上となると、科目存置というところは難しいかなと考えます。その理由としましては、予算、何を行うか、その行うものに対して必要経費を金額として計上する、それがまさに予算かなと思いますので、今の段階においてはなかなか予算計上には至っていないというように判断していますので、令和8年度につきましては、このふるさと総合緑道のH-223号線、予算としては計上していないのが実態でございます。

以上です。

（秋谷）いつかみんな忘れてしまうよな。俺がいるうちは忘れないけれども。

同じページの川里中央公園整備事業だけれども、ちょうどさっきの話の続きだけれども、もう何年となくこの除草委託料しかかかかっていないのだ。これは、合併のときのお約束の事業だから、合併したのが平成17年の10月で、もう20周年だといっているのだから、いいかげん何らかしらかアクション起こしてもらわないとよろしくないのではないですか。何を今現在やっていらっしゃるでしょう。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

決算のときもお話が出たと思うのですけれども、今年度も1月に地権者

のほうにちょっと挨拶というか、状況伺いは行っている状況でございます。

（秋谷）地権者の反応はどうでした。20年たったから、そろそろ気が変わってきたのではないですか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）1月に行ったときはご本人様とはちょっと会えなかったみたいで、ご家族様のほうにちょっとご挨拶したというところになりますので、そのときは詳しいお話というのはできなかつたのですけれども、今後も地権者さんのほうに引き続きご挨拶というか、状況確認等はしたいなとは思っております。

以上です。

（秋谷）312、313ページの市営住宅施設維持管理事業のところでも聞きますけれども、現在の入居者数、要は入居可能な数全体の中で入居者数が幾人いて、利用を停止して建物が残っているものとか、要は細かい現状の数字を教えてくださいたいのですけれども。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）市営住宅につきましては、現在8団地を管理しておりますけれども、8団地の団地で管理戸数については350戸です。そのうち入居停止をしていない団地につきましては6団地、登戸団地、宮前団地、松原、小松、人形町、新宿団地の6団地で、管理戸数としましては250戸になります。このうち、令和8年の1月1日現在ですが、250戸のうち入居されている戸数が205戸になります。空き室、空き家になっている戸数が45戸という状況です。入居率については約81%程度ということです。それと、入居停止をしております2団地、原馬室2団地と下谷団地、こちらが管理戸数は100戸なのですが、入居されている戸数としては39戸、残りの61戸が空き室という状況になってございます。入居率は39%。

以上でございます。

（秋谷）もう細かな年数は覚えていないけれども、相当建築から時間がたっている長屋風のものだったり、低層の2階建てだったかな、3階だったかな、いろんな市営住宅あるのだけれども、今後どうします。例え

ばそれだけ空きがあつて、要は私から見ると入居可能なのに空きがあるというのは、利用する側のもうニーズにマッチしていないのではないのかなつて単純に考えてしまうのです。だから、ある意味市営住宅の役割というものの考え方をだんだん、だんだん見直していてもいいのではないのかなつて思うのだけれども、例えば以前委員会とかでは、民間のアパートを借り上げて、それで市営住宅的に貸すような事業をやっている市なんかもあるわけです。だから、そういう住民、利用者のニーズに合ったものに変えていったほうが個人的にはいいのかなと思うのですけれども、そういう考え方というのはいかがでしょう。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）今後の市営住宅の在り方という話になってくるかと思ひますけれども、まず現在建っております市営住宅につきましては、現在鴻巣市の公営住宅等長寿命化計画、こちらのほうで一定の管理方針というものを示しておりますけれども、この中で現在入居募集している6団地につきましては、先ほど申し上げましたように空き住戸等もございますが、今後も当面は、まだ耐用年数のほうも達していない状況でございますので、今後も改修等をしていながら使い続けていく予定でおります。また、入居停止にしている2団地につきましては、耐用年数を過ぎている住戸もございますので、それで入居停止にしている状況でありますけれども、こちらについてはお住まいの方々には、特に原馬室第2団地については転居等もご案内しながら、転居後の今後の使い方等についても検討等を行っている状況でございます。民間の借り上げという話もございましたけれども、今そのようなことですので、入居募集している団地につきましては、空き室になっている部屋をなるべく活用できるような形で、有効に利用できるような形で考えております。その一つの方策として、ニーズのほうの変化が、先ほど秋谷委員からもございましたけれども、当初市営住宅、公営住宅ができたもともとは、戦後の住宅の不足というところで整備がされてきたところですが、近年についてはそういった理由よりも、高齢者とか単身の方とか、住宅セーフティーネットという意味で入居されたいという方が多くなっておりますので、今までのファミリー向けの空き室についても単身者に

入居緩和をして入居していただくような形で取り組んでおります。ですので、当面はこのような形で空き室を利用して、有効に今の団地を活用していきたいというふうには考えております。

以上です。

（秋谷）もし答えられたらでいいのですけれども、県内で、以前は、鴻巣は市営住宅が一番多かったはず。以前は。現状、県内のほかの自治体のそういう公営住宅というのは、自分は明らかに減っているだろうと思うのだけれども、推移とか分かるかな。答えられたらでいいのだけれども。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）ちょっとお待ちください。休憩お願いします。

（委員長）暫時休憩します。

（休憩 午後4時13分）

---

◇

（開議 午後4時18分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）お答えします。

埼玉県公営住宅の推移ということで、埼玉県全体の話になるのですが、こちらにつきましては長期的な推移ということで、1975年をピークに、1975年が1,883戸ということになっておりまして、その後、年々新築戸数が減っておりまして、2022年には194戸ということで、明確に長期的に減少傾向が続いているというような状況になっております。埼玉県はそのような状況になってございまして、個別の市についての統計等はちょっと今資料のほうを持ち合わせていないのですが、本市もそうですし、他市においても全体としては新築の件数はやはり減っておるといふ状況と、そのような話も聞いております。（P.70 発言訂正あり）

以上です。

（秋谷）

---

---

それくらい住宅というものに対して県が変わってきているのに、例えば建物の耐用年数というのかな、そういったものがあるからといって、維持すれば維持する経費はかかるのさ。使い勝手のいい土地だって使えないのさ、場合によっては。使えない土地なんていう言い方は変な言い方だけれども、どんどん、どんどん仮に更地にして転売して、その土地、不動産屋さんが買って住宅を建てて、住んでくれる人があれば固定資産税でも住民税でも入ってくるわけなのだけれども、うまい土地活用とかを考えたときに、資産管理課はこの中にないから、あれこれ言ったってしようがないけれども、やっぱり考えることは考えるべきだと思うな。一応部長がうまく今後利用停止をかけるところの方にいろいろアプローチしているという話を聞いたから、取りあえずはいいけれども、やっぱり年数がどうこうではないのだ。では、住民1人、この市営住宅に住んでいる方々にかかっている経費というのは家賃だけで賄えているかい。今の質問。

(都市建設部参事兼建築住宅課長)お住まいの方の家賃につきましては、今公営住宅法に基づく家賃算定により算定しておりますので、収入分位によって決められたものですので、もともと公営住宅の目的も低廉な家賃で住宅困窮している方にお貸しするという事になっておりますので、決まった家賃しかいただいていないという中で、住宅の経費、維持管理の経費に係るものから算出しているものではないので、そういった意味では経費分は賄えていないというふうに考えております。

(秋谷)要は福祉政策なのだ。それは分かっているの。福祉政策だから、経費かかってしまうのはそれはやむを得ないよ。文教福祉だって今やっているけれども、福祉部門には投下するしかないのだから。それは分かっているのはいるのだ。ただ、もし福祉というのならば、部屋がただあればいいのではないのさ。ちゃんと利用者の利便性が高い、例えば防寒、防暖、暑さしのぎとか、ちゃんとできて、いろんな利用があってもいい状況のものでなければ、ただ単に部屋与えていけばいいのではないの。本当の福祉というのさ。だから言っているのさ。入居停止にして、さっきも民間のところを借り上げてやっているところがあるでしょうって、要

は利用者のニーズのことを考えたらそっちのほうが、古いのを低廉で貸すよりも、利用者の福祉を考えたらそっちのほうがいい場合があるのさ。だから聞いているのさ。だから、考え方は変えたほうがいいのではないのって言っているのですけれども、何かございますでしょうか。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）おっしゃるとおり、今の公営住宅の整備基準というものが一応決まっておる中で、古い住宅については現在の公営住宅の整備基準を満たしていないものもございます。そういった住宅に入居されている方もいるという状況であります。さらに、耐用年数を過ぎてお住まいになっているということで、そちらの方につきましてはそういった事情、建物の老朽化もありますし、お住まいの利便性の点も踏まえて、先ほどの空いている市営住宅の住戸があるということもありましたけれども、そういった空いている住戸に転居していただいているということも個別に訪問してお勧めしているような状況なのですけれども、やはり住み慣れた環境で住んでいきたいという強い意向がございませう。家賃の点もありますし、家賃の値段の差とか、その辺のところもございませうので、こちらもお勧めはしているのですけれども、今のところご理解というか、了承はいただけないという状況なので、今後もそういった方には粘り強く転居のほうは勧めていきたいと思っております。その際は空いている住宅をまず優先に、そこに転居していただくことを勧めていきたいというふうに考えております。

以上です。

（秋谷）誰か覚えていてね、いつかいなくなってしまうから。こういうこと言う人いなくなってしまう。誰か覚えていてね。

同じ312、313ページの空家等適正管理事業なのだけれども、現状市内の特定空家というのかな、数の推移とか、ここ何年間か分教えてください。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）特定空家につきましては、過去に2件、市のほうで指定をした経緯がございませう。そのうち1件につきましては、敷地内の樹木ですとか雑草とかのそういった周辺環境が整備というか、除却されまして、建物はあるのですけれども、周辺に影響が少なくなったということですので、助言指導まで行いましたけれども、勧告

までは行わないで、今現状を経過観察中となっております。もう一件につきましては、助言指導を行う中で除却されて、現在更地になっております。

以上でございます。

(秋谷) そしたら、現状特定空家は市内にはないという理解でよろしいのでしょうか。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 厳密に言うと、特定空家状態ではないのですが、特定空家を指定した建物、経過観察中になっている建物は特定空家という形で今数としてはカウントしております。というのは、特定空家の指導を解除する場合には、ご本人にこれは特定空家ではなくなったという旨を通知することになるのですけれども、今経過観察中ですので、そこには至っていないという状況です。

以上です。

(秋谷) ごめんなさい。もう昔の記憶がないから、基本的なことを聞いてしまいますけれども、空家等対策協議会委員さんたちは今何の話をやっているのかね。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 空家等対策協議会の目的は、空家等対策計画の計画策定であるとか、その計画に基づく対策についての協議を行うということになっておりまして、これまでも協議の中で、計画のほうを協議した上で今計画のほうを決定して、その対策を行っているところではありますけれども、その中で老朽空き家の解体補助金ですとか、そういった補助金制度の制定の際の協議を行っていただいたりしております。直近ですと、今の鴻巣市の空家等対策計画が計画期限が今年度いっぱいということになりますので、来年度以降の計画策定について協議を行って、今おおむねご承認をいただいたという状況になっております。

(秋谷) そうすると、その計画の中で話し合われている空き家というのは、特定空家以外のお住まいになられていない、ただ管理は一応されているよと。その所有者の方は、例えば事情があって相続登記はしていないかもしれないけれども、一応所有者も確認があつて、でも未利用状態

というものについての協議を、計画やっているとということなのかな。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）協議の内容というのは、特定空家ですとか管理が不全な空き家についての協議というのは、個別のものは今、これまでやってきてはおりませんが、今後は管理不全空家あるいは特定空家についての個別の案件等を協議会のほうに上げて、それを指定するかどうかとか、そういったところをお諮りしていきたいと考えております。

（秋谷）よそのって言ったら変だけれども、いろいろな自治体だと空き家バンクを立ち上げて、実際にその売買がどれだけ成立しているかというのは個々のご事情によって、うまくいくときもあればいかないときもあるわけなのだけれども、鴻巣は取り組まれていないですよ。取り組まれていました。私ちょっとごめんなさい、空き家バンク疎くて。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）空き家バンクにつきましては、鴻巣市も空き家バンクの制度を制定しておりまして運用しております。これは、平成31年の4月1日より空き家バンクを開設しており、現在というか、令和7年の12月、昨年12月末時点の数値なのですけれども、空き家に関する活用相談が27件、それと空き家として利用したい登録というのが18件、それと空き家バンクへの登録、こちらが累計9件でございまして、このうち9件については全てが成約となっております、現在活用できる空き家については登録はゼロ件というような状況になっております。以上です。

（秋谷）ちなみに、その空き家バンクには、買った人が住まなければならないという条件はついている、ついていない。

（都市建設部参事兼建築住宅課長）空き家バンクとして活用、賃貸あるいは購入ということになるのですけれども、したいというお方については、そこに居住していただくことが条件になっておりますので、住んでいただく方ではなくて、そこに登録していただく方についてはその建物を、次の方にお住まいいただくという形が条件になっております。以上です。

（秋谷）そうすると、賃貸とかでは、例えば不動産屋さんが買って賃貸

とかというのはできないということでもいいかな。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 3 3 分)



(開議 午後 4 時 3 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 空き家バンクを利用していただく方については、基本的にはそこにお住まいいただくという方になりますけれども、そのお住まいいただいた方がその後どういった形で使われるかについてまでは現在追跡調査等は行っておりませんので、そういった状況になっております。

以上です。

(秋谷) 今やり取りの中で、空き家バンクを今利用できる登録物件が、9件全部成約してしまって、ないという話だけれども、ちゃんと宣伝しているかな。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 空き家バンクについては、これまでもホームページ等で広報等はしておるのですけれども、あるいは市のほうに適切に活用されていないということ、適切に利用されていない空き家の方について苦情、相談等があった場合には、その所有者の方に適正管理の通知を出しているのですけれども、その際に空き家バンク等の登録についてのチラシ等も折り込んで広報のほうはしているところです。

以上です。

(秋谷) そしたら最後に、空き家解体工事の補助金が150万円。自分の記憶はないのだけれども、前々からありましたっけ。取りあえずどういったことに、どういった解体工事だったらこの補助金を使うことができるのか。1件当たりお幾らなのかとかパーセンテージ、割合とか、そういった利用のルールを教えてください。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 空き家解体補助金につきましては、令和4年の6月から始めた制度でございますけれども、内容につきましては、目的が市内の老朽空き家等の解体を推進し、市民の生活環境の保

全及び安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的とするということで、申請対象の老朽空き家については昭和56年5月31日以前のいわゆる旧耐震の建物で、建築確認を受けており、建築された一戸建ての住宅と、あるいは併用住宅となっておりまして、1年以上居住その他の使用がされていない空き家で、かつ老朽化について市が定める基準を満たしたものであるというふうになっております。補助の対象者につきましては、その補助対象老朽空き家等を解体し、敷地を全部更地にするという工事を行っていただく方というふうにしてしております。また、その補助対象工事につきましては、補助対象老朽空き家等を解体し、敷地を更地にする工事で市内に本店、営業所等を有する法人または市内で事業を営む個人で建設業法の許可を受けた業者さんが請け負った工事というふうになっております。補助金額につきましては、解体工事費の3分の1で上限が30万円ということですので。

先ほど委員さんのほうからご質問のあった空き家バンクの建物については、利用する際に賃貸でも可能なのかというお話だったのですけれども、こちらにつきましては要綱の中で空き家を転売または賃貸する意思のない者が利用登録の対象者ということになっておりますので、賃貸は不可能ということになります。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時40分)



(開議 午後4時41分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課長) すみません。中西委員の質問で、評価検討委員会で評価が悪かったものは事業化されないのかというような質問に対して、要望者に対して、その内容を説明してということをやちょっと答弁いたしました。あくまでも得点化をした中でA評価、B評価、C評価というランク分けをします。C評価につきましては、得点が低いものにつきましては事業化がちょっとできませんということの説明させていただくのです。

れども、A評価、B評価の中でも得点が低いものにつきましては、一応  
加点要素というのがありまして、要望されてから5年たったら、10年た  
ったら何点とかという加点がありますので、ちょっと長い目で見ていた  
だければいずれ事業化されるというパターンもあります。  
以上です。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 発言の訂正をお願いいたします。  
先ほど秋谷委員のご質問の中で、公営住宅の戸数の推移についてのご質  
問あったのですけれども、そこで埼玉県的事例を挙げたときに、その戸  
数が管理戸数と申し上げたかもしれないのですが、その戸数については  
その年度の新築の戸数を申し上げたものですので、近年はかなり新築の  
数が減ってきているという話になりますので、その点についておわび  
して訂正したいと思います。よろしく申し上げます。

(秋谷) では、発言の削除しないと駄目だね。 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_部分の発言を全部取消し  
をお願いします。

(委員長) お諮りいたします。

ただいま秋谷委員の申出の発言の取消しの申出がありましたので、許可  
をいたします。よろしいでしょうか、委員の皆様。

(異議なし)

(委員長) それと、先ほどの発言の訂正につきましてはご了承願います。  
なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

以上をもちまして本日は散会といたします。

また明日午前9時より皆様よろしくをお願いいたします。

お疲れさまでした。

(散会 午後4時44分)